

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和6年2月20日 提出

周南市長 藤 井 律 子

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

令和5年11月1日（水）午前11時15分頃、山口市湯田温泉1丁目において、こども・福祉部あんしん子育て室職員が運転する公用車が、駐車場から出庫しようとした際、相手方敷地内の石塀に接触した物損事故

(2) 損害賠償の相手方

住所

氏名

(3) 損害賠償の額

¥396,000-

2 専決処分の年月日

令和6年2月6日